

ごみと上手に つき合っつていこう② はがすの？はがさないの？ ペットボトルのラベル

ペットボトルのラベルには『ラベルをはがして捨ててください』と書いてあるが、そのまま捨ててしまってもよいのだろうか？

皆さんも、疑問に思ったことはありませんか。

現在は、ミシン目が入っています。法律が出来たころはミシン目などなく、はがしにくくなっていました。

このため、容器包装リサイクル法では、ペットボトルのラベルははがさなくてよいことになっています。ごみの出し方については、市町村ごとにそれぞれの約束があり、その約束どおり捨てることになっています。環境衛生組合では、皆さんの負担にならないように、ラベルはそのまま出しても良いことになっています。



ゴミゴン君

キャップははずして、プラスチック容器に入れてください。

保育所園児 募集



来年4月から保育園への入園を希望される方の申し込みを12月10日から12月22日まで受け付けます。

入園できる児童は、その家庭が次のいずれかに該当する場合です。(親以外の方が児童の保育をすることができない場合は除きます。)

- ① 親が昼間家庭の外で仕事をしている場合
- ② 親が昼間家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合(父親がその仕事をしていて、従業員のいる家庭は除きます。)
- ③ 死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭
- ④ 親が出産の前後、病氣、負傷、心身に障害がある場合
- ⑤ 家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっている場合
- ⑥ 火災や、風水害、地震などにより、その家庭を失った

たり破損したため、その復旧の間児童の保育ができない場合

入園希望児童が定員を上回る場合や、小学校入学前の児童が二人以上いる家庭で、一人だけの入園手続きはできない場合があります。

希望者は各保育園、役場保健福祉課福祉係に申込用紙がありますので、必要事項を記入のうえ、受付期間内に各保育園または保健福祉課福祉係へ提出してください。

なお、継続入所の方には後日、家庭状況調査書等関係書類を送付します。

また、5月以降の入園希望児童の受付は、随時行います。

問合せ 保健福祉課福祉係
☎ 1211

ごみの不法投棄防止運動

12月15日(月)から1月14日(水)までの間はごみの不法投棄防止強化期間です。
きれいな街で新年が迎えられようようにご協力をお願いします。

工業統計調査にご協力を！

工業の実態を明らかにするため製造業を営む事務所を対象として毎年12月31日現在で工業統計調査を実施しています。調査員が伺いますのでご協力をお願いします。

経済産業省・千葉県・光町

